解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月五日

埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林九二六番地一　財団法人川島町勤労文化協会

清算人　飯島　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月五日

愛知県豊田市西町三丁目六〇番地

財団法人豊田市都市整備公社

代表清算人　板倉　猛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月五日

名古屋市西区天神山町三番一〇号

社団法人愛知県雇用開発協会

代表清算人　内川　尚一

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第三十一条の規定による存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月五日

千葉県成田市土屋三〇三番地

財団法人成田市教育文化振興財団

代表清算人　関根　賢次

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月十三日宗教法人法第四三条第二項第六号により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月五日

東京都中野区白鷺一丁目九番二四号

宗教法人神道国清教

清算人　細田　晏久

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年九月十七日開催の定期大会の決議により平成二十四年三月三十日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月五日

長野県茅野市金沢五一二五番地

ジェイ・エイ・エム東洋バルヴ労働組合

清算人　岩波　正浩

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月五日

大阪府高石市加茂四丁目一番一号

財団法人高石市施設管理公社

代表清算人　福村　壽之

配当公告

札幌市清田区美しが丘五条九丁目二番三四号

破産者　株式会社田島建材

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十三年(フ)第一七七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五二、七五五、三一〇円

一、配当をすることができる金額

金一〇、九四一、〇二六円

平成二十四年四月五日

札幌市中央区南一条西一〇丁目南大通ビルアネックス四階　破産管財人　髙橋　剛

配当公告

三重県津市藤方一六九九番地六コーポシーサイドⅢ二〇一号室、破産手続開始決定時の住所三重県津市船頭町津興三三八六番地八

破産者　瀬古　邦雄

右の者に対する津地方裁判所平成二十二年(フ)第四八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇〇、二三三、五八八円

一、配当することのできる金額

金一〇、八八四、八三九円

平成二十四年四月五日

三重県津市丸之内養正町四―一　森永三重ビル二階

破産管財人　飯田　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡明和町上江黒五九一番地、最後の住所群馬県邑楽郡明和町上江黒三五二番地一

被相続人　亡　原島　重夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月五日

群馬県館林市本町一丁目一番五四号

相続財産管理人　新藤　正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市朝日六丁目四五番地、最後の住所埼玉県川口市朝日町六丁目九番八号

被相続人　亡　鈴木　伸之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月五日

埼玉県川口市芝新町七―二二森ビル三階

相続財産管理人　弁護士　城口　順二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上水内郡飯綱町大字牟礼五〇九番地七、最後の住所長野県長野市安茂里一七五一番地一二エルコーポ一〇一

被相続人　亡　龍野　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月五日

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼二六八八番地四

相続財産管理人　髙野　哲浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市富町一三七番地、最後の住所秋田県能代市緑町九番四一号　松籟荘

被相続人　亡　関根　康一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月五日

事務所静岡市葵区常磐町一丁目四―一一　杉徳ビル二階　すんぷ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　津田　薫

第51期決算公告

平成24年4月5日　東京都品川区戸越6丁目23番18号

東急リネン・サプライ株式会社

代表取締役社長　関野　達夫

貸借対照表の要旨　（平成23年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,367,218	流動負債	2,648,647
固定資産	2,654,752	固定負債	515,836
有形固定資産	2,257,004	株主資本	847,926
無形固定資産	85,092	資本金	120,000
投資その他の資産	312,655	資本剰余金	138,076
		利益剰余金	589,850
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	559,850
		（うち当期純損失）	(71,076)
		評価・換算差額等	9,559
		その他有価証券評価差額金	12,412
		繰延ヘッジ損益	△2,852
資産合計	4,021,970	負債・純資産合計	4,021,970